

議案第2号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり鳥取地方裁判所平成3年(ワ)第47号及び第67号損害賠償請求事件について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年2月25日

三朝町長 安田真一郎

平成6年2月25日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

1 和解の相手方 倉吉市伊木196番地の1

吉川文代

同所

吉川由紀 吉川真美 両名法定代理人

親権者 母

吉川文代

東伯郡大栄町大字上種446番地の4

山本奈美枝

大阪府泉佐野市湊2丁目6番2-401号

西尾佐知恵

東伯郡大栄町大字上種446番地の4

山本孝治

倉吉市福富325番地

稲波人美

同所

稲波美枝子 稲波里美 両名法定代理人

親権者 母

稲波人美

倉吉市岡161番地の2

細田久子

同所

福井美歌

倉吉市長坂新町1145番地

細田貞光

倉吉市岡161番地の2

細田つる

2 和解の要旨 町は、損害賠償金54,300,000円を株式会社横山組と連帯して支払うものとする。

3 和解の理由 平成2年7月31日門前地区農道新設工事の土砂崩落事故により作業員4名が死亡したことに係る損害賠償請求事件について、鳥取地方裁判所の和解の勧告があったこと等にかんがみ、和解するものである。